

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員表彰規程

制定 平成20年4月1日 規程第59号

最近改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の職員の表彰に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の「職員」とは、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に定める職員及び同規則第3条第2項各号に掲げる職員をいう。

(勤続期間の計算)

第3条 就業規則第52条第2号及び第3号の勤続期間は、表彰の日までに法人の職員（就業規則第2条に定める職員に限る。以下同じ。）として在職した期間とする。

2 次の各号に定める期間は、前項の勤続期間に通算する。

- (1) 大阪市職員から引き続き法人の職員となった者の大阪市職員としての在職期間
- (2) 就業規則第19条及び第20条の規定により出向した職員の出向期間

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、理事長が行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時これを行うことがある。

(退職又は死亡した者の表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職（法人の要請に応じ大阪市職員となるための退職を除く。）し、又は死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表彰することがある。

2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行う場合においては、表彰状及び副賞は、これをその者の遺族に交付するものとする。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日において法人の職員である者に対して、平成20年3月31日以前に大阪市職員表彰規則（昭和29年大阪市規則第31号）第2条第1項第2号又は第3号に該当するものとしてすでに行われた勤続職員表彰は、就業規則第52条第2号又は第3号に該当する者に対して行われた表彰とみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。